ID: 272

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例　第6条第1項
例規番号	平成16年条例第25号

【根拠条文】

（使用料）

第6条　使用を許可された者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

2　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

別表（第6条関係）

使用区分	単位	使用料（円）
10歳以上の者	1体	20,000
10歳未満の者	1体	10,000
死産児	1胎	5,000
人体の一部	1包	5,000

備考　この表は、第4条の規定による許可を受けた者が市内に住所を有し、又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していた場合について適用し、これら以外の場合については、使用区分及び単位の区分に応じ、当該使用料の10割に相当する額を加算する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日